

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第11号

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築基準法施行細則（昭和35年新潟県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（地区建築主事の分掌事務）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 地区建築主事は、<u>法第7条の6第1項第2号</u>又は<u>法第18条第24項第2号</u>（これらの規定を法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物、建築設備又は工作物の仮使用の<u>認定</u>の事務を行う。</p> <p>（書類の経由）</p> <p>第5条 次に掲げる書類は、建築物、工作物又は敷地の所在地を所管する地域振興局長を経由しなければならない。</p> <p>(1) <u>法第6条の2第5項</u>（法第87条第1項、第87条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認審査報告書</p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p>（工事の施工状況の報告）</p> <p>第13条 法第6条第1項の確認済証の交付を受けた建築物の工事監理者及び工事施工者は、同項第1号、第2号若しくは第3号に掲げる建築物の基礎の施工が完了したとき及び各階の主要構造部の施工が完了したとき又は同項第4号に掲げる建築物（<u>法第5条の6</u>の規定の適用がある建築物に限る。）の基礎の施工が完了したときは、別記第5号様式による工事施工状況報告書に省令第4条第1項に規定する完了検査申請書の第4面を添えて、当該完了の日から4日以内に建築主事に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（許可申請書等の添付書類）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>4 省令第10条の23第6項の規定により規則で定める図書及び書類（法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する建築物に係る図書及び書類に</u></p>	<p>（地区建築主事の分掌事務）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 地区建築主事は、<u>法第7条の6第1項第1号</u>又は<u>法第18条第22項第1号</u>（これらの規定を法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物、建築設備又は工作物の仮使用の<u>承認</u>の事務を行う。</p> <p>（書類の経由）</p> <p>第5条 次に掲げる書類は、建築物、工作物又は敷地の所在地を所管する地域振興局長を経由しなければならない。</p> <p>(1) <u>法第6条の2第10項</u>（法第87条第1項、第87条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認審査報告書</p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p>（工事の施工状況の報告）</p> <p>第13条 法第6条第1項の確認済証の交付を受けた建築物の工事監理者及び工事施工者は、同項第1号、第2号若しくは第3号に掲げる建築物の基礎の施工が完了したとき及び各階の主要構造部の施工が完了したとき又は同項第4号に掲げる建築物（<u>法第5条の4</u>の規定の適用がある建築物に限る。）の基礎の施工が完了したときは、別記第5号様式による工事施工状況報告書に省令第4条第1項に規定する完了検査申請書の第4面を添えて、当該完了の日から4日以内に建築主事に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（許可申請書等の添付書類）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

限る。)は、法第6条の3第7項の適合判定通知書の写しとする。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。